

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(事務の委任)			(事務の委任)		
<p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあっては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあっては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
(略)			(略)		
18	(略)	(1)～(4) (略) (5) <u>第17条第1項</u> の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去 (6) <u>第17条第2項（第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去</u> (7)～(13) (略)	18	(略)	(1)～(4) (略) (5) <u>第18条第1項（第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去</u> (6)～(12) (略)
(略)			(略)		
20	<u>覚せい剤取締</u>	(1) (略) (2) 第22条の2の規定によ	20	<u>覚醒剤の取締法</u>	(1) (略) (2) 第22条の2の規定によ

3	法（昭和26年法律第252号）	<p>る立会い（当該製造所（<u>覚せい剤保管営業所</u>）において保管するものについてはその保管営業所）、病院若しくは診療所又は研究所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第30条の13の規定による立会い（当該<u>覚せい剤原料</u>の保管場所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</p>
(略)		
2 (略)		

3	(昭和26年法律第252号)	<p>る立会い（当該製造所（<u>覚醒剤保管営業所</u>）において保管するものについてはその保管営業所）、病院若しくは診療所又は研究所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第30条の13の規定による立会い（当該<u>覚醒剤原料</u>の保管場所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</p>
(略)		
2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。